

宮城県公式地域ポイント



みやぎポ

使えます!

「みやぎポイント(愛称「みやポ」)」は、スマートフォンで稼働するデジタル身分証アプリ「ポケットサイン」上でもらって使えるポイントで、県内の様々な店舗で、1ポイントを1円として利用することができます。

みやぎポイントを使うにはデジタル身分証アプリが必要です。
まだアプリをダウンロードしていない方は下記を参考にダウンロードと登録をお願いします。

デジタル身分証アプリ(ポケットサイン)とは

デジタル身分証アプリ(ポケットサイン)は、マイナンバーカードを活用したスマートフォンアプリで、あらかじめ登録された基本4情報(氏名、住所、生年月日、性別)に基づいて本人確認を行うことが可能で、災害時に住民の円滑な避難や避難所運営等で活用できます。また、アプリ内に搭載されたミニアプリにより、災害時だけでなく、様々なサービスを提供することができます。



① マイナンバーカードの基本4情報

公的個人認証サービスによって
常時最新の情報が掲載
※英数字6～16桁の暗証番号(署名用電子証明書)による登録の場合

② 二次元コードの読み取り

施設等への入退出履歴の管理・活用

③ ミニアプリ

マイナンバーカードによって本人確認した
ユーザーに多彩なサービスを提供

④ プッシュ通知

特定のユーザーにお知らせ可能

「東日本大震災」での 苦い経験

- 被災者が、どこに、何人の方が避難しているか分からない。
- 支援物資として何を、どこに、どれだけ届ければよいかわからない。



マイナンバーカードと アプリを使って解決!

iPhoneを御利用の方



Androidを御利用の方



又は、アプリストアで **ポケットサイン** で検索

【みやぎポイント使用対象外商品】 下記サービスや商品はみやぎポイントの使用対象外となります。

●来店を伴わない商品の購入(出前、配達、通信販売等。ただし、出前や配達による商品の購入であっても、ポイントの利用確認や利用の取消等、ポイント運用に必要なサービスを提供できる体制が確保できる場合は、差し支えない) ●出資や債務の支払い及び金融商品の購入 ●商品券、ビール券、酒券、図書券等の金券・プリペイドカード、宝くじ及び電子マネーの購入 ●切手、官製はがき、印紙の購入 ●仕入れ等の事業資金の支払い ●月謝、受信料、家賃等の定額料金の支払い ●国や地方公共団体への支払い ●たばこ事業法第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入 ●公序良俗に反するもの ●風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に規定する営業に係る支払い ●医療費・調剤費の支払い ●その他、本事業の趣旨目的から適切でないと県が判断したもの

デジタル身分証アプリ、みやぎポイント自体や本サービス利用規約などの詳細については
右記サイトでもご案内しています。こちらをご確認の上、ご利用ください。

デジタル身分証アプリ



令和7年度みやぎポイント(みやポ)
総合サイト



⚠ 本事業に乗じた詐欺にご注意ください。県、市町村等関係者が個人情報や銀行口座・暗証番号を伺うことや通帳・キャッシュカードを受け取ることはありません。



お問い合わせ

デジタル身分証アプリコールセンター
☎0120-655-067

[利用者お問い合わせフォーム]

デジタル身分証アプリ
運営支援事務局

